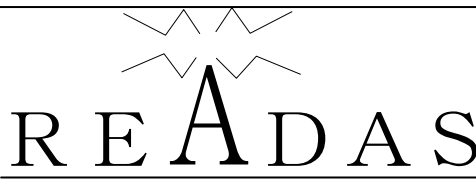


第 5902 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 2月 23日 金曜日
----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 確定申告が必要な給与所得者

Q：私はサラリーマンですが、去年は原稿を書いて少し報酬をもらいました。確定申告は必要ですか？

A：報酬の額が20万円超であれば必要です。

【解説】

サラリーマンは、一般に年末調整で税金を清算しますので、確定申告は不要なのですが、次の人は確定申告をしなければなりません。

- ① 給与の収入金額が2,000万円超の人
- ② 給与を1ヶ所からもらっている人で各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く。③も同じ)が20万円を超える人
- ③ 給与を2ヶ所以上からもらっている人で年末調整をしなかった給与の収入金額と各種の所得金額との合計額が20万円を超える人(注)給与等の収入金額から所得控除の合計額を差引いた金額が150万円以下で、各種所得金額が20万円以下の人は申告不要です。
- ④ 同族会社の役員やその親族で、その同族会社からの給与のほかに、貸付金の利子、店舗や工場の賃貸料、機械・器具の使用料などの支払いを受けた人
- ⑤ 給与について、災害減免法により所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた人
- ⑥ 在日の外国公館に勤務する人や家事使用人の人などで、給与の支払いを受ける際に所得税及び復興特別所得税の源泉徴収をされない人

お尋ねは、②に該当しますので、20万円超であれば確定申告が必要になります。

